



平成 31 年度

地域福祉活動団体支援事業

ご案内

《募集期間：平成 31 年 4 月 3 日(水)～4 月 25 日(木)午後 5 時》

本事業は、大田区内において地域福祉活動を行う団体と社協が連携協働して、大田区において地域共生社会の実現に向けた活動を、安定的かつ持続的に推進することを旨とします。また、共同募金配分金を原資とし、地域住民が本事業の成果を通じて、共同募金活動への理解と共感を高めていくことができるよう取り組みます。

問合せ・申請書の提出先

社会福祉法人
大田区社会福祉協議会
おおたボランティアセンター

大田区西蒲田 7 - 4 9 - 2

大田区社会福祉センター 5 階

電話：3 7 3 6 - 5 5 5 5

FAX：3 7 3 6 - 5 5 9 0

ホームページ：

<https://www.ota-shakyo.jp>

1 対象となる団体

本事業は、福祉サービスを必要とする地域住民の地域生活課題の解決に向けて、原則として年間を通じて活動しており、かつ、次の各号についてすべて満たす団体を対象とします。

- (1) 規程、この要綱及び社協が定める他の規程等を遵守することに同意していること。
- (2) 東京都暴力団排除条例（平成23年都条例第54号）に規定する暴力団と関係がある団体又はそのおそれがある団体ではないこと。

2 対象とならない団体

- (1) 社協から、本事業に申請した内容で、別に助成金を受けているとき。
- (2) 本事業に申請した内容が、政治、宗教又は営利を目的としているとき。
- (3) 主たる活動者が1名であるとき。
- (4) 前各号のほか、本事業の趣旨に合致しないと認められるとき。

3 助成の種類および助成金額等

種 類	通年事業助成	イベント助成	トライアル助成
助成目的	年間を通じて行う地域福祉活動にかかる経費を助成する。	地域福祉の推進を目的として開催する行事の経費を助成する。	地域福祉の推進を目的に行う開発的・モデル的事業の経費を助成する。
助成対象	任意団体	任意団体及び公益的団体並びにこれらの団体で組織する実行委員会	任意団体及び公益的団体並びにこれらの団体で組織する実行委員会
助成条件	次の各号をすべて満たすこと。 ①申請前に3か月以上区民を対象とした地域福祉活動を行った実績があること。 ②広く区民を対象としていること。	広く区民を対象とし、区内で実施すること。	次の各号をすべて満たすこと。 ①助成申請年度に新しく開始する事業であること。 ②広く区民を対象とし、区内で実施すること。
助成金額	年間10万円以内*	年間10万円以内かつ1回に限る。	年間20万円以内
募 集	年度内で1回募集	年度内で2回募集	年度内で1回募集
そ の 他	同一年度内において、申請できる助成は一種類とする。		

※ 助成金額は、当該申請団体の前年度の決算書における支出金額（翌年度への繰越金や他団体への寄附を除く）又は10万円の少ない額とし、千円未満を切り捨てる。また、当該申請年度に事業を拡大するときは、上記支出金額に150/100を乗じて得た額又は10万円のいずれか少ない額を助成金額（千円未満を切り捨て）とする。

4 募集期間

平成31年4月3日（水）～4月25日（木） 土日祝日を除く、9:00～17:00

5 申込方法

当社協窓口にて申請書類をご提出ください。

提出日時については、電話で事前に予約してください。 郵送不可

6 申請書類（①～③所定用紙、④～⑥書式自由）

- ① 地域福祉活動団体支援事業助成金申請書（第1号様式）
 - ② 助成申請事業のあらまし（第2号様式）
 - ③ 助成申請事業に関する収入支出予算（見込）書（第3号様式）
 - ④ 予算経費内訳書及び見積書等説明書類
 - ⑤ 申請団体の前年度決算書若しくは事業報告書又はこれに類する報告書
 - ⑥ 申請団体の事業予算書若しくは事業計画書又はこれに類する企画書等
- ※その他、事業内容確認のための書類をいただく場合がございます。

書式自由

7 対象となる経費

会場費	会議室、講演会場等の使用料
消耗品費	食材、文具、用紙代等
通信運搬費	切手、郵送料等
印刷費	チラシ、資料等の印刷、コピー代等
謝礼	講師謝礼等
その他事業実施に必要な経費	行事保険料、交通費等

8 対象とならない経費

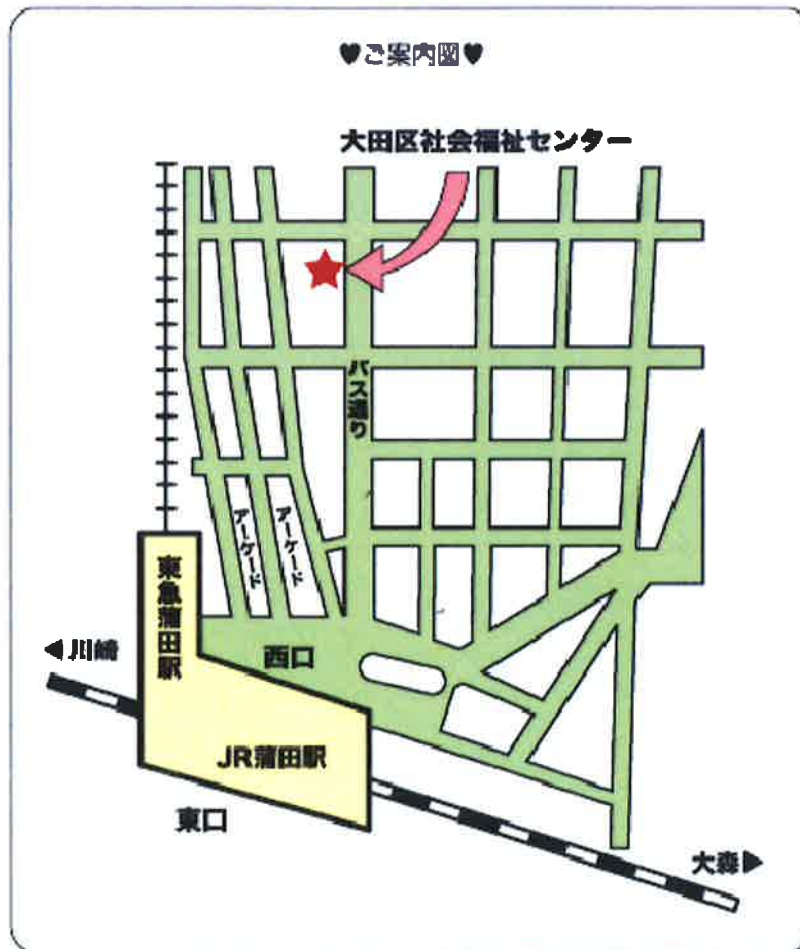
- (1) 飲食、接待、寸志若しくは土産等の儀礼的又は交際費的経費
- (2) 家賃、電話料及び水道光熱費等団体を維持するために必要な経費
- (3) 申請団体の活動に従事する構成員及び協力者等に支給する賃金
- (4) 助成金の使途を明確にできない経費
- (5) 助成金審査委員会において、助成の対象と認められない経費

9 審査方法

申請書類に基づき審査委員会で、助成の可否・助成額を審査し、決定します。

10 スケジュール

4月	申請受付期間（4月3日～4月25日）
6月	審査会開催（下旬予定）、助成金交付決定通知送付
7月	助成金振込（上旬予定）
翌年3月	報告書提出



申込み・問合せ先：社会福祉法人 大田区社会福祉協議会

大田区西蒲田7-49-2 大田区社会福祉センター 5階

交通アクセス：JR蒲田駅、東急蒲田駅 西口下車徒歩3分

TEL 03-3736-5555 FAX 03-3736-5590